

朝産発第1678号  
令和8年1月16日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝霞市長 松下 昌代

市町村名 (市町村コード)	朝霞市 (11227)
地域名 (地域内農業集落名)	溝沼地区、岡地区、根岸台地区、浜崎地区、宮戸地区、田島地区、内間木地区 (溝沼第一、溝沼第二、溝沼第三、溝沼第四、岡、東第一、東南部、浜崎上、浜崎下、宮戸新田・宿、宮戸久保、田島、上内間木、下内間木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月8日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

市内全体として農業従事者の高齢化が進み、後継者のいる農家はほぼ半数となっている。農地所有者の多くは現状維持もしくは縮小の意向であり、農地については耕うん整地中心の管理がみられる。  
農地の周辺には駐車場や資材置き場が点在しており、日当たりが悪くなるなど環境が悪化している。  
地区によっては区画整理が進みつつあり、農地の減少が著しい。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

耕作してると手を維持し、地域外から地域内へ進出希望する認定農業者や新規就農者等の受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。  
地域住民に農業を理解してもらい、地域全体で地域農業を支える仕組みづくりに取り組んでいく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	89 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	89 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地所有者の意向に基づき、認定農業者及び拡大を希望する農業者を中心に、農地中間管理事業を活用して農地の集約、集積を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地所有者の意向に基づき農地中間管理機構を介して貸付けを進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

—

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市や県、JAと連携し、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者等の受入れ、さらに農業を担う者を募るとともに、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる防除作業の活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】